

相談窓口

すぐに就職したい、
具体的な就職先を紹介して欲しい方

ハローワーク相模原 ☎042-776-8609
専門援助部門

個々の障害特性に応じたきめ細やかな職業相談を実施するとともに、関係機関と連携し、就職の準備段階から就職後のアフターケアまで一貫した支援が受けられます。

総合就職支援センター ☎042-700-1618
シティプラザはしもと

専門の相談員が、要望に応じて独自で開拓した市内の求人情報を紹介します。また、履歴書の書き方や面接対策のアドバイスも行っているほか、就職に役立つセミナーも開催しています。

じっくり相談にのって欲しい、少しずつ
就職に向けた準備を進めていきたい方

かながわ難病相談 ・支援センター ☎045-321-2711

ハローワークの「難病患者就職サポーター」と連携しながら、症状の特性を踏まえた個別支援や、在職中に発症した患者の雇用継続等に関する支援を総合的に行っていきます。

神奈川障害者職業 センター ☎042-745-3131

ハローワークと連携の上、職業能力等の評価、職業準備支援、就職後の職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施しています。

就職後も相談にのってほしい、
生活面での相談にもって欲しい方

就労援助センター ☎042-758-2121
相模原障害者就業・生活支援センター

就職に向けた準備支援や就職活動、職場定着に向けた支援に加え、それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理について、事業所に助言を行っています。また、就労に伴う生活支援を行っています。

緑保健センター ☎042-775-8816

緑保健センター ☎042-780-1414
津久井担当

中央保健センター ☎042-769-8233

南保健センター ☎042-701-7708

療養生活に関する相談を行っています。障害者手帳のない方に対し、関係機関と連携し就労系福祉サービス（「就労移行支援」「就労継続支援A型・B型」）利用に向けた支援も行っています。

治療と仕事の両立について相談したい方

相模原地域産業 保健センター ☎042-707-4225

従業員50人未満の小規模事業所やそこに勤務する労働者に対し、職場での健康管理について、助言・指導を行っています。

神奈川産業保健 総合支援センター ☎045-410-1160

労働者が治療を続けながら働くことができる職場環境づくりのため、事業場への個別訪問指導や、患者（労働者）と事業者の間の調整支援をしています。

診断書（意見書）作成に関連のある主治医や
病院の医療ソーシャルワーカー、
当事者視点から患者会等への相談も大切です。

難病のある方の 就労について



働きたいと
思っている人が
働けるために



相模原市 疾病対策課

令和3年4月 第2版



相模原市難病患者の就労状況について

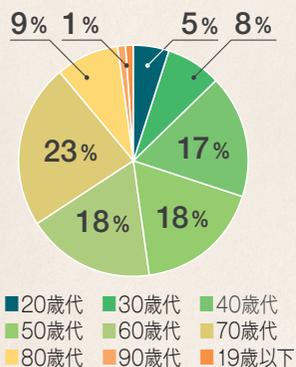
相模原市難病対策地域協議会就労部会では、難病患者の方々の就労支援について協議をしています。令和元年度に指定難病の医療受給者を対象に就労状況に関するアンケート調査を実施しました。結果の一部は以下のとおりです。

配布数 4,758人

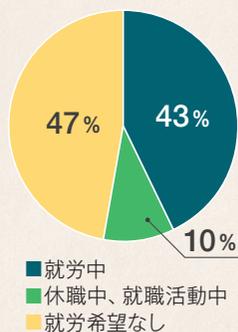
回答数 3,303人(回答率：69.4%)

回答者 男性42.9% 女性57.1%

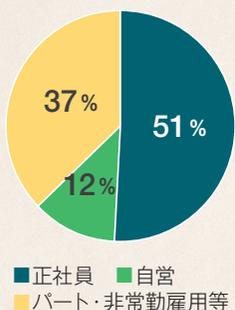
年齢分布



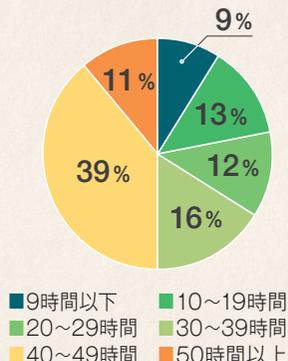
就労状況



仕事の内容

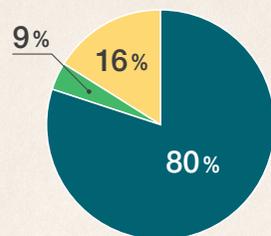


週間労働時間



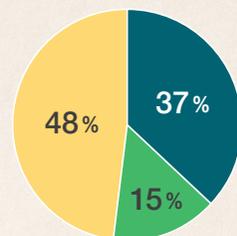
難病のある人の半数以上は18歳から65歳の生産年齢にあります。また、疾病による差も大きいですが、正社員を含めフルタイム就労の割合が一番多くなっています。

病気の開示について



■ 開示している
■ 開示したいがしていない
■ 開示していない

勤務先の支援について



■ 必要な支援を受けられている
■ 必要な支援を受けられていない
■ 支援は必要ない

就労希望のない人の理由としては、「高齢のため(19.6%)」、次に多かった回答は「体力的に自信がないため(12.4%)」でした。

働くにあたって望む声

- 疲れやすい
- 症状に変化があることを理解してほしい
- 通院や急な体調変化に対する休みを取りやすくしてほしい
- 残業や深夜業務への配慮をしてほしい
- フレックスタイム制やテレワークを取り入れてほしい
- バリアフリー化、トイレを近くに、紫外線の当たらない環境にしてほしい
- 働けないときの生活保障が心配
- 難病に対する差別や偏見をなくしてほしい など

難病であっても職場の理解と配慮があれば、多くの方は無理なく働くことができます。そのためには職場との丁寧なコミュニケーションは不可欠です。病気の会社への開示はどのように、病気のことを会社にどのように相談しよう、就労のことで悩んだら、まずは、ひとりで抱え込まずに、関係機関に相談してみてください。

就労系福祉サービスについて

難病のある人は、障害者手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法による就労系福祉サービスを利用することができます。(一般就労に心配のある方は、裏面の相談窓口までまずはご相談ください。)

【就労移行支援】

通常の事業所等への就労に向け、職場体験、能力向上に必要な訓練、求職活動の支援、適性に応じた職場開拓、就職後の職場定着支援等を行う。利用期間上限は2年間。

【就労継続支援A型】

現状では通常の事業所等に就労することが困難であるが、一定の支援があれば、雇用契約に基づく就労が可能である方が対象。一般就労に向け必要な知識及び能力向上のための訓練等支援も行う。利用期間の制限はない。

【就労継続支援B型】

以前通常の事業所等で就労したが、年齢や体力面で継続困難になった方や、雇用契約に基づく就労が困難である方が対象。事業所が生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行うが、雇用契約は結ばない。利用期間の制限はない。

治療と仕事の両立ワークブック

自分に合った健康管理、仕事、職場、働き方などについてチェックしたり書き込みながらあなたの考えを整理し、職場の人たちや支援者との共有のツールとして活用しましょう。

詳しくは **健康管理と職業生活の両立ワークブック** 検索

参考

- ※難病の方を雇用する事業主に対する助成金『特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)』
- 『障害者雇用安定助成金(障害者職場定着支援コース)』など
- ※難病患者の雇用管理の参考となるマニュアル『難病のある人の雇用管理マニュアル』など